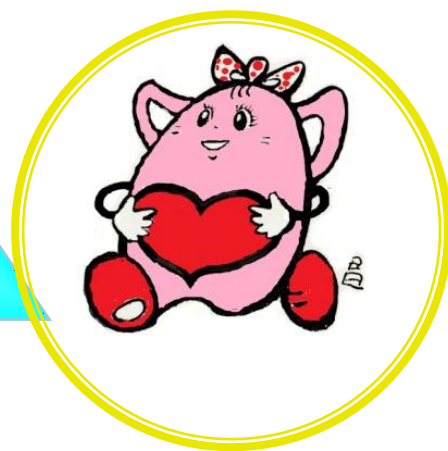
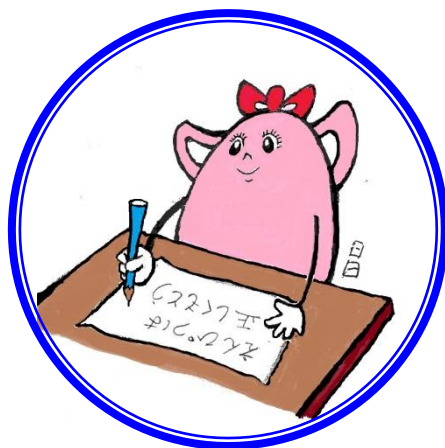


# 東大和市学校教育振興基本計画策定の経緯

～計画の理解を深めていただくために～



「東大和市学校教育振興基本計画」（計画期間：平成26年度～30年度）が策定されました。

「東大和市学校教育振興基本計画」は、東大和市教育委員会が市の教育の今後5年間を見ずえて策定した教育ビジョンです。

東大和市教育委員会

# 目 次

I	策定の経緯	1
II	計画の位置付け	1
III	策定の基本姿勢	2
IV	計画の構成	2
V	計画の活用の仕方	3
VI	東大和市の教育の現状と課題	4
VII	計画の推進	8
VIII	用語解説	9
IX	資料	11

東大和市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

東大和市教育振興基本計画策定検討委員会委員等名簿

東大和市教育振興基本計画検討委員会経過

## I 策定の経緯

少子高齢化やICT（情報コミュニケーション技術）の急速な発達、地域コミュニティの希薄化など子どもを取り巻く教育環境の変化により、小1プロブレムや中1ギャップ、規範意識の低下等の新たな教育課題が生じています。そこで、教育行政には、これまでの教育の内容や方法を検証し、変化やスピードに対応した教育を進めていくことが求められています。

国においては、平成18年に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿や目指すべき理念、方向性が明らかになりました。この教育基本法には、地方公共団体が地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めることが規定されています。

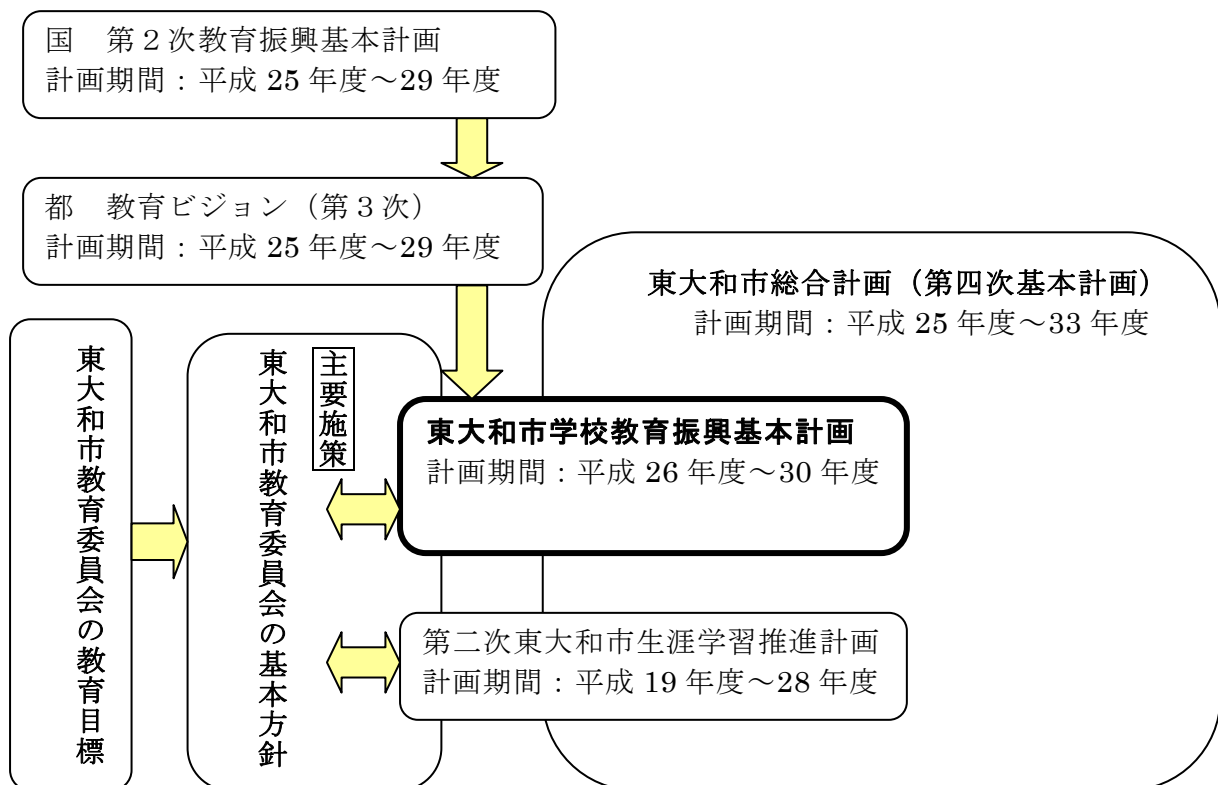
そこで、東大和市教育委員会では、これまで取り組んできた教育の成果と課題に基づき、東大和市の教育が目指す今後5年間を見すえた教育ビジョンとなる「東大和市学校教育振興基本計画」の策定を行いました。

本市においては、社会教育分野ではすでに生涯学習推進計画が策定されており、本計画は、学校教育に限定したものとなっています。

## II 計画の位置付け

本計画は、市の実情に応じた学校教育の振興のための施策に関して、総合的・計画的な推進を図るための基本的なものであり、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画に位置付けられます。また、「第四次東大和市基本計画」で定めた施策の一つである学校教育施策の長期的な指針でもあります。

東大和市教育委員会では、教育目標の具現化を目指し、本計画の期間を平成26年度から平成30年度の5年間と定めて施策に取り組みます。また、東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策は本計画を踏まえながら毎年改訂を行い、その年度において重点的に取り組む施策を示しています。



### III 策定の基本姿勢

- 1 東大和市の学校教育の課題を明らかにした上で、その課題の中から特に重点化して今後5年間で取り組む内容を示しています。
- 2 東大和市の学校教育の充実・発展に向けて、東大和市が一丸となって取り組めるように、具体的な施策や取組の事例、達成に向けての具体的な目標を示しています。また、本計画の策定後、学校、家庭・地域、関係機関等に周知していきます。
- 3 学校の教職員や保護者・地域の方が、教育委員会の目指す教育の方向性について理解しやすいように、本計画の内容や体裁をコンパクトにまとめています。

### IV 計画の構成

#### 1 三つの強調点と八つの柱

学校教育の方向性について、子どもと教職員、保護者、地域、行政が力を合わせて取り組めるように、三つの強調点と八つの柱を分かりやすく示しました。

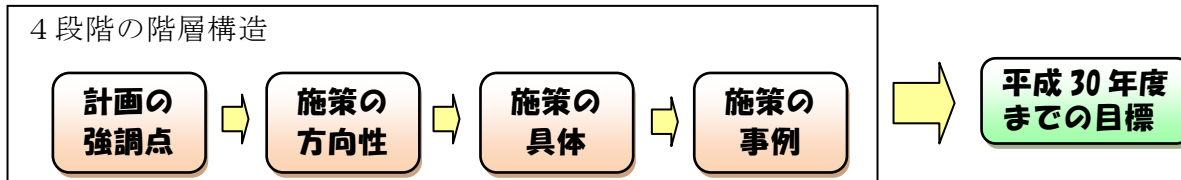
例えば、強調点の一つ目は、「生きる力の育成」であり、それを支える三つの柱は、「知」としての「確かな学力」、「徳」としての「豊かな人間性」、「体」としての「健康・体力」となっています。

教育委員会では本計画を指針とし、学校と家庭・地域が一体となり、学校教育を推進するための施策を進めていきます。

学校では、校長が学校経営方針や学校経営計画を作成するときの指針として活用していきます。また、「平成30年度までの目標」は、可能な限り具体的な取組や数値で示し、教育委員会や学校が取組の評価を行うときの基準となるようにしました。



#### 2 4段階の階層構造と具体的な目標の例示



八つの柱には、それぞれ一つから五つの「施策の方向性」が示してあります。またその番号に対応した「施策の具体」「施策の事例」が階層的に関連付けられています。

例えば、「確かな学力」の「施策の方向性」の1番目は「学ぶ意欲を高め、学習習慣を身に付けさせます。」となっています。施策の具体と施策の事例はそれぞれ「1-1、1-2」があり、校長は本計画の内容を参考に、学校経営方針を作成していきます。

また、「平成30年度までの目標」には取組の結果の評価に役立つ目標を例示してあり、各学校では、5年後を見通した年度ごとの評価を実施し、改善を進めていきます。

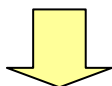
## V 計画の活用の仕方

### 計画の強調点

《強調点1》

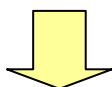
生きる力の育成

確かな学力



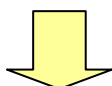
### 施策の方向性

2 学ぶための基となる  
基礎的、基本的な知識・技能を確実に身に  
付けさせます。



### 施策の具体

2-2 学校図書館等の  
活用を進め、学校・家  
庭での読書時間を増  
やす取組を推進する。



### 施策の事例

2-2 市内一斉読書  
旬間の実施、読書記録  
カードの全校配布



平成30年度までの目標

2-2 意識調査  
(都学力調査)

未読率

小学校現在 14%→5%

中学校現在 23%→10%

### 1 学校での活用例

- (1) 校長は次年度の学校経営方針を作成するとき、例えば子どもに確かな学力を身に付けさせるための取組の重点の一つとして、「読書の推進」を掲げます。
- (2) 教職員は、学校として「本に親しむ態度を育てる」ために、読書時間を増やす具体的な取組を決め、次年度の教育課程に位置付けていきます。  
(学校での取組例)
  - ① 市内一斉読書旬間を活用した取組を進める。
  - ② 学校独自の読書週間を実施する。
  - ③ ビブリオバトル(書評合戦)を段階的に取り入れていく。
  - ④ 朝読書を時間割に取り入れる。
  - ⑤ 図書委員会で、学校図書館の環境整備や本紹介を今まで以上に進める。
- (3) 現状での未読率(読書をしない子どもの割合)を踏まえ、次年度の目標を設定します。  
(東大和市の平成30年度までの目標:小学校5%、中学校10%)
- (4) 東京都が実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の未読率の回答を分析します。目標の数値を達成できていない場合は、学校組織として次の年度の取組について検討・改善し、全教員で取り組んでいきます。

### 2 教育委員会での活用

- (1) 各学校での具体的な取組や取組後の成果を把握し、施策に生かしていきます。また、各学校の指導・助言に役立てていきます。
- (2) 小・中学校の発達段階を踏まえながら、子どもたちの実態に合わせた読書記録カードを作成・配布し、読書の活性化を図ります。

### 3 家庭・地域での活用

- (1) 校長の学校経営方針に基づき、各学校から「本に親しむ態度を育てる」ための具体的な協力依頼があった場合、できる範囲で協力していききたいと考えます。
- (2) PTA等や学校運営連絡協議会などの場で、保護者や地域の観点から、積極的な提案をいただければと考えます。

## VI 東大和市の教育の現状と課題

### 1 《強調点1》生きる力の育成

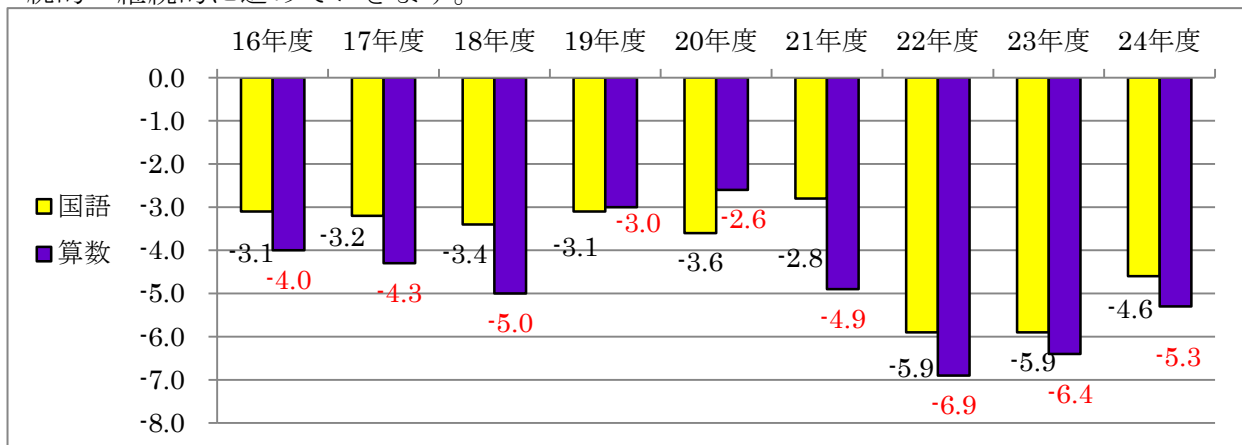
子どもたちに生きる力を育成するためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育むことが重要です。また、中1ギャップの解消や小学校から中学校へ進学する際の円滑な接続や連携の強化のためにも、小中一貫教育の推進が必要となります。

#### (1) 確かな学力

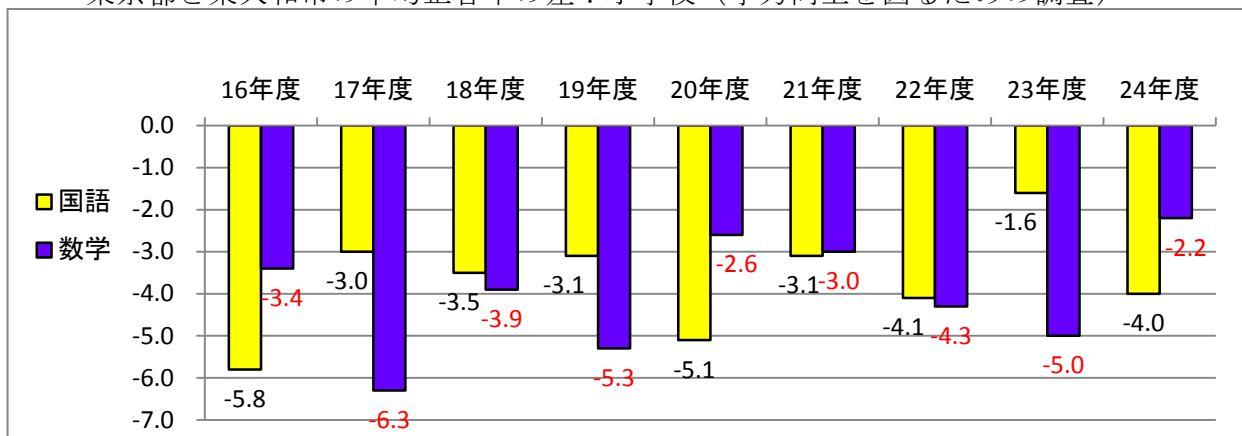
本市の児童・生徒の学力は、校種や教科による違いは見られるものの、各種の調査結果から全体的には東京都の平均正答率を下回っています。しかし、平成24年度は、中学校の国語科以外は開きが縮まる傾向にあります。

本市では、少人数学習指導員を配置し、きめ細やかな学習の充実に取り組んできました。また、確かな学力の基盤となる読書活動の充実を図るために、学校図書館指導員を配置し、学校図書館の環境整備や読み聞かせなど、子どもたちが本に親しむ機会を増やしてきました。各学校では、朝読書や読書旬間の設置などの取組を工夫することで、東京都との未読率（本を全く読まない割合）の差は縮まる傾向にあります。

今後も、学校への人的な支援を進めるとともに、子どもたち一人一人の「生きる力」を支える確かな学力の定着のために、家庭と連携を図りながら、取り組みの成果と課題を明確にしていきます。また、家庭学習の仕方などの情報を提供するとともに、指導方法の改善・工夫を進めていきます。さらに、小中一貫教育に取り組み、9年間の学びを系統的・継続的に進めていきます。

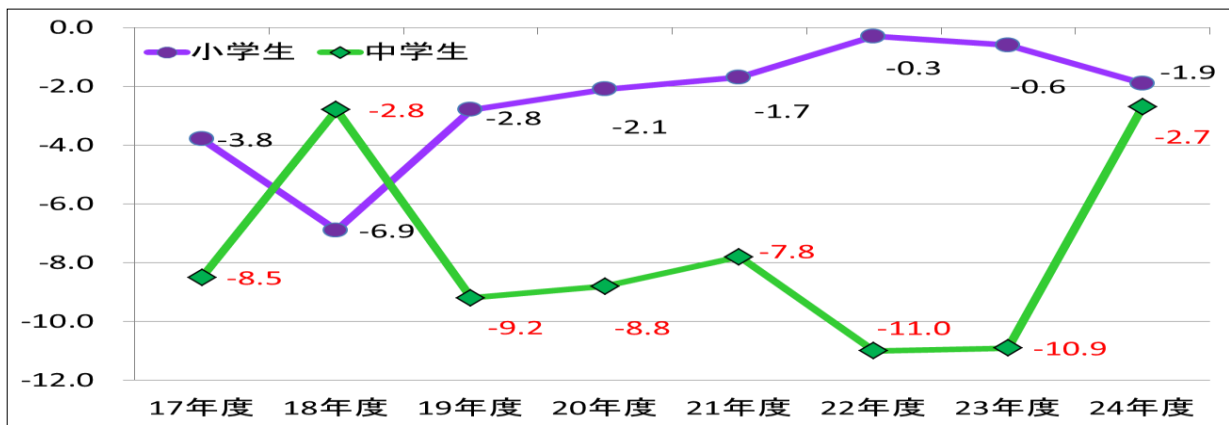


東京都と東大和市の平均正答率の差：小学校（学力向上を図るための調査）



東京都と東大和市の平均正答率の差：中学校（東京都学力向上を図るための調査）





東京都と東大和市の未読率の差（東京都学力向上を図るための調査）

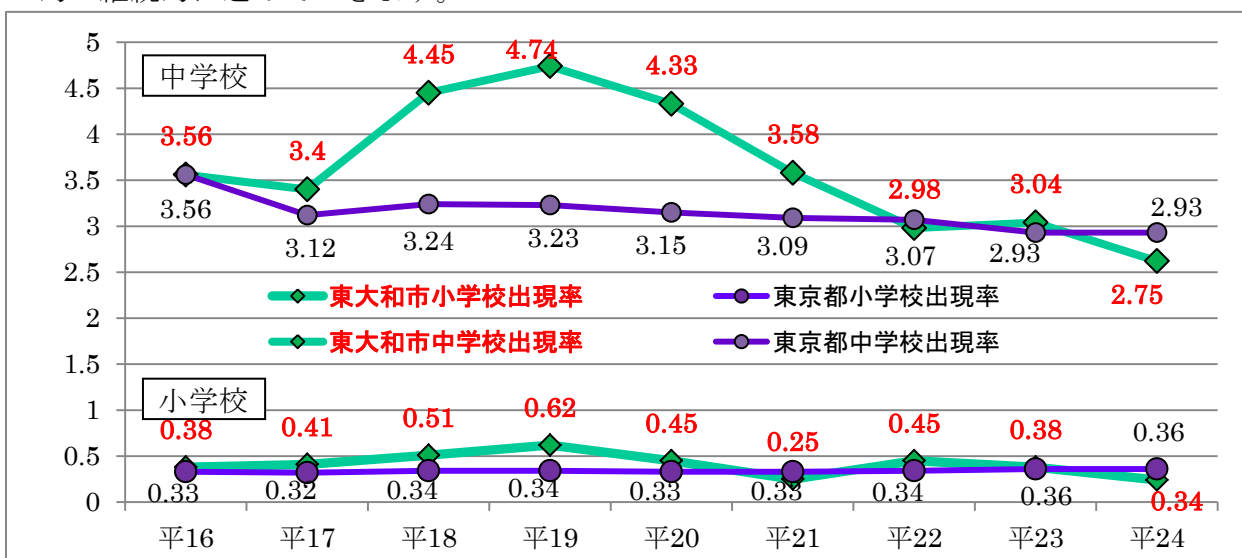
(2) 豊かな人間性

子どもたちの規範意識の醸成や人間関係の希薄化が大きな課題となっています。基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、一人一人の人権を尊重し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む「心の教育」が求められています。また、いじめや体罰の根絶、自尊感情や自己肯定感を高めることで非行・問題行動の防止を図る取組なども必要となっています。

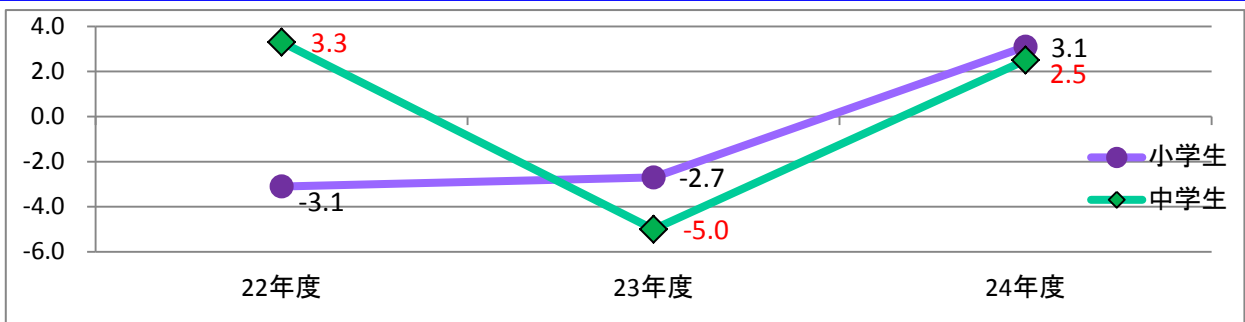
本市の教育課題の一つに、不登校児童・生徒の出現率が東京都を大きく上回っていることがありました。そこで教育委員会では、宮崎大学の教授の指導のもと、学校が欠席した子どもたちに丁寧に働きかける対応を進めてきました。関係機関や保護者の努力もあり、不登校児童・生徒数は確実に減り、現在では出現率が東京都の平均を下回っています。

また、豊かな人間性を養うためには、児童・生徒の自尊感情を高めていくことも、大切となります。平成24年度は、小・中学生ともに、東京都の平均を上回る結果となっています。

今後も、教員の人権感覚を磨くとともに、学校における人権教育を推進し、いじめの根絶を図っていきます。また、道徳教育や体験活動を充実させ、子どもたちに思いやりの心を育てていきます。さらに、小中一貫教育に取り組み、9年間を見通した生活指導を系統的・継続的に進めていきます。



不登校児童・生徒の出現率（文部科学省 児童生徒の問題行動調査）

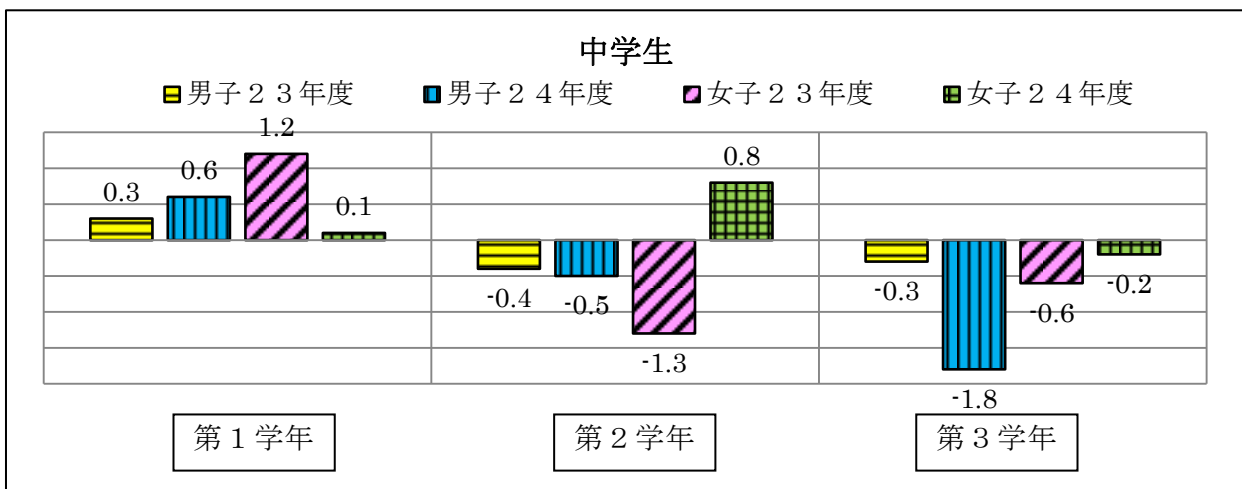
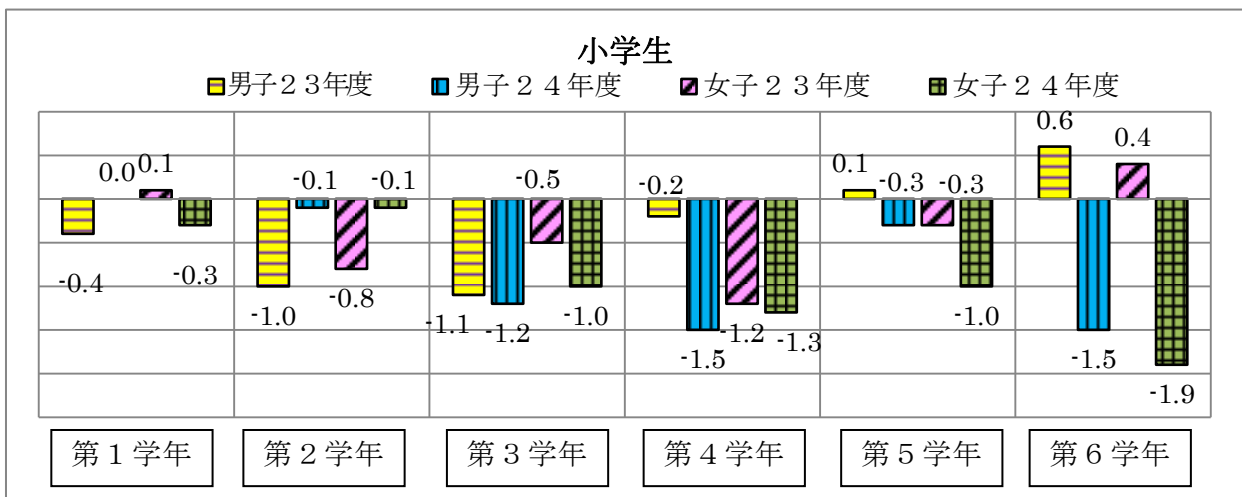


東京都と東大和市の自尊感情の差（東京都学力向上を図るための調査）

(3) 健康・体力

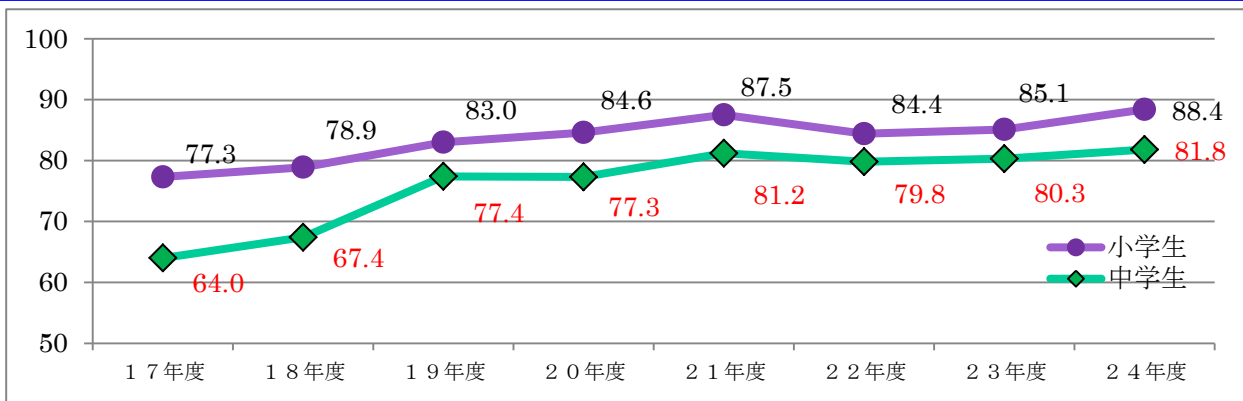
運動をする子どもとしない子どもの二極化が進み、学校以外で運動をする習慣がない子どもが増えています。本市の子どもたちの体力は、東京都の平均をやや下回る傾向にあります。また、子どもたちの心の健康や生活習慣病、食生活の乱れなど多様化する健康課題への対応が求められています。本市の「朝食を必ず食べている児童・生徒の割合」は、保護者の協力もあり、増加傾向にあります。

今後も、子どもたちが健康な生活を送るためには、学校において運動に親しませるとともに、運動の日常化を図ることが必要となります。また、子どもたちが自ら安全に対する意識を高め、危険を回避する力を身に付けることも求められています。



東京都と東大和市の体力合計点の差（東京都児童・生徒体力・運動能力調査）





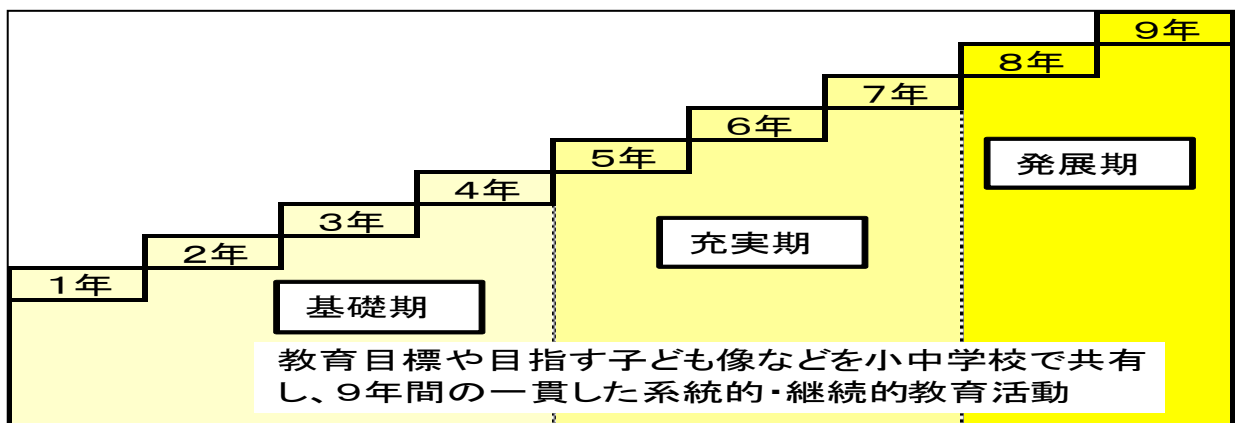
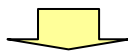
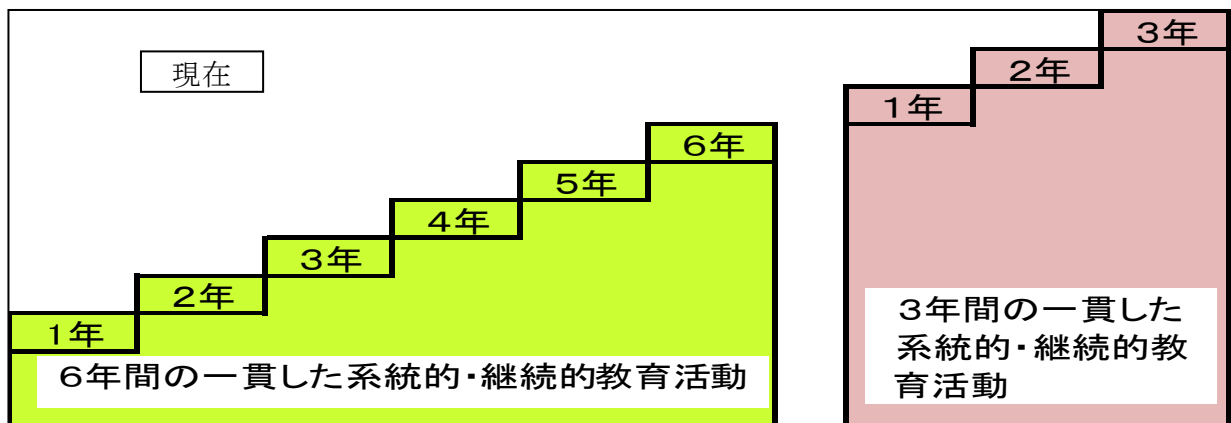
朝食を必ず食べている児童・生徒の割合（東京都学力向上を図るための調査）

## 2 《強調点2》学校の活性化

### (1) 学校経営

学校が教育課題の解決を図るためには、校長の明確な学校経営方針のもと、組織として取り組み、質の高い評価を受けてさらなる改善を進めることが重要です。

教育委員会では教育課題の解決の方策の一つとして、小・中連携教育に取り組んできました。今後は、学力向上等の課題解決のために、教育目標や目指す子ども像などを小・中学校で共有し、9年間の一貫した系統的・継続的な教育活動を推進していくことが課題です。



## (2) 人材育成

経験ある教員の大量退職、若手教員の大量採用時代を迎え、学校の教育力の維持・向上を図るためには、教員の人材育成を計画的に進めることが求められています。

教育委員会では、職層や教育課題に応じた研修をこれまでも実施してきました。今後は、校内における研修や教育委員会が主催する研修の内容や実施方法を改善・工夫していくことが課題です。

## (3) 環境整備

情報化社会の進展など、時代の変化に伴う様々な教育課題に対応するためには、学校におけるICTなどの教育環境を充実させるとともに、学校の事務の効率化を図ることが必要となります。また、学校施設の非構造部材の耐震化など、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めることが求められています。さらに、就学相談体制を充実させるとともに、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応や地域の特性を生かした教育活動を展開することが課題です。

## 3 《強調点3》家庭、地域の教育力の向上支援

地域社会のつながりの希薄化や家庭・地域の教育力の低下が指摘されている中において、本市では学校の教育活動や環境整備などに、保護者や地域の協力・支援を得ています。また、教育委員会でも、教育ボランティア事業に取り組み、地域人材の活用を図っています。

東大和市の未来を担う子どもたちを育成するためには、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組む気運をより一層高めていく必要があります。また、本市が推進している「あいさつ運動」や地元の企業や高等学校、大学などとの連携を通して、地域に親しみをもち、東大和市に「誇り」をもてる子どもを育成することが大切です。

特に教育委員会においては、子どもたちの教育について第一義的な責任を負う「家庭教育」の重要性を再認識し、保護者の自主性を尊重しつつ、学習機会や情報の提供などを行っていきます。

## VII 計画の推進

- 各小・中学校では、本計画を踏まえた学校経営方針を立てて教育活動を実施します。そして、達成状況については、本計画の「平成30年度の目標」を目指し、毎年度点検評価を行っていきます。
- 教育委員会では、各学校の評価の結果を踏まえて、市全体としての取組状況等の検証と評価を行いながら、本計画の推進に努めていきます。
- 本計画の計画期間は5年間となっていますが、国、都の動向や市の基本計画等の改正に留意しつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。
- 本計画の中間年度となる平成28年度は第二次東大和市生涯学習推進計画の終了年度となるため、社会教育との相互連携を視野に入れた見直しも検討します。

## VIII 用語解説

I C T	(Information and Communication Technology) 情報コミュニケーション技術
O J T	(On the Job Training) 日常的な業務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを意識的、計画的に高めていく取組のこと。職務上指導、職場訓練。
S S W	(School Social Worker) 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童・生徒が置かれている環境に様々な方法で働きかけて支援を行う専門職
非構造部材	天井材、内装材、天井器具等
消費者教育	消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む)及びこれに準ずる啓発活動。小・中学校においては、家庭科で「身近な消費生活と環境」について学び、社会科において「国民生活」や「経済」に関する学習の中で、身近な消費生活について学ぶ。
キャリア教育	児童・生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。端的には児童・生徒一人一人勤労観、職業観を育てる教育。
地域コーディネーター	学校を支援するボランティアに実際に活動を行ってもらうなど、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行う役割を担う。
読書旬間	子どもの読書活動を特に推進するために設定した期間
少人数学習指導員	小学校、中学校において習熟の程度に応じた少人数指導における学習指導員
巡回相談員	児童・生徒一人一人の教育上のニーズを把握し、児童・生徒が必要とする支援の内容や方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言を行う臨床心理士や特別支援教育士の資格を持った相談員。また、支援の実施や評価についても学校に協力する。

学習指導ボランティア 小・中学校の教育活動、特に学習に関する支援を行うボランティア

放課後補習教室 放課後に、地域人材や学生ボランティア等を活用して、児童・生徒の基礎学力向上のための学習支援を行う。

コミュニティスクール 地域運営学校のこと。「学校運営協議会」が設置され教育委員会から任命された保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校の運営方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画して行く。地域と共にある学校づくりを目指す。

## 東大和市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する東大和市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「東大和市教育振興基本計画」という。）の策定について調査、検討等を行うため、東大和市教育振興基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 東大和市教育振興基本計画の策定について調査及び検討に関すること。
- (2) 東大和市教育振興基本計画の策定に関すること。

(委員)

第3条 検討委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 東大和市教育委員会委員 5人
- (2) 小学校校長会会長 1人
- (3) 中学校校長会会長 1人
- (4) 学校教育部長、指導室長、統括指導主事及び学校教育課長の職にある者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は東大和市教育委員会委員長の職にある者を、副委員長は東大和市教育委員会委員長第1職務代理者の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、検討委員会の進行を務める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見等の聴取)

第7条 検討委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、学校教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

## 東大和市教育振興基本計画策定検討委員会委員等名簿

区分	職	氏名	備考
東大和市 教育委員会委員	委員長	鈴木 敏彦	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 9 月 27 日
	委員長第 1 職務代理者	小 泉 美佐子	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 9 月 27 日
	委員長第 2 職務代理者	土 田 豊	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 9 月 27 日
	委員	武 石 修一郎	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 9 月 27 日
	教育長	真 如 昌 美	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 9 月 27 日
小学校校長会会長	第四小学校長	加 藤 進	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 3 月 31 日
	第八小学校長	加 藤 敦彦	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 9 月 27 日
中学校校長会会長	第四中学校長	佐々木 辰彦	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 3 月 31 日
	第五中学校長	半 田 道 夫	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 9 月 27 日
教育委員会事務局	学校教育部長	阿 部 晴彦	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 9 月 27 日
	指導室長	石 井 卓之	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 9 月 27 日
	統括指導主事	岡 田 博 史	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 3 月 31 日
		小板橋 悦子	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 9 月 27 日
	学校教育課長	田 代 雄 己	平成 25 年 1 月 24 日～ 平成 25 年 3 月 31 日
		岩 本 尚 史	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 9 月 27 日



## 東大和市教育振興基本計画検討委員会経過

### 【委員会】

開催回数	開催日	会場	内容
第1回	平成25年1月24日	中央公民館301学習室	・策定スケジュール(案)について ・他団体教育振興基本計画の概要について ・計画のイメージ、全体の体系について ・今後の進め方について
第2回	平成25年2月1日	市役所会議棟第1会議室	・東大和市教育振興基本計画の素案の検討について(教育長の示す教育経営方針(25年度版))
第3回	平成25年2月21日	中央公民館202学習室	・東大和市教育振興基本計画の素案の検討について(素案の体系)
第4回	平成25年3月28日	市役所会議棟第10会議室	・東大和市教育振興基本計画の素案の検討について
第5回	平成25年4月5日	市役所会議棟第1会議室	・東大和市教育振興基本計画の素案の検討について
第6回	平成25年4月26日	市役所会議棟第7会議室	・東大和市教育振興基本計画の素案の検討について
第7回	平成25年5月10日	市役所会議棟第8会議室	・東大和市教育振興基本計画の素案の検討について
第8回	平成25年5月24日	市役所会議棟第7会議室	・東大和市教育振興基本計画の素案の検討について
第9回	平成25年6月28日	中央公民館302学習室	・東大和市教育振興基本計画の素案の検討について
第10回	平成25年7月26日	中央公民館302学習室	・東大和市教育振興基本計画素案の市民説明会の進め方について
市民説明会	平成25年8月2日 平成25年8月3日	都立東大和高校視聴覚室 市立中央公民館視聴覚室	・東大和市教育振興基本計画素案の市民説明会の開催
第11回	平成25年8月23日	市役所会議棟第6会議室	・素案の市民意見募集結果及び東大和市教育振興基本計画第2次案の検討について ※ 有識者からの意見聴取
第12回	平成25年9月27日	市役所会議棟第6会議室	・東大和市学校教育振興基本計画第2次案について

※ 市民説明会に出席、意見提出をされた方の中から、下記有識者のご出席、ご意見等をいただきました。  
木谷 昌雄 氏、 筒井 利行 氏、 荒川 進 氏、 外池 武嗣 氏